

令和4年11月

ネットパトロール記録

概要（傾向・事例等）

店内の商品を手を持ちたり身につけたりして写真を撮影している投稿が散見されます。店内の商品を無断で撮影するのはマナー違反です。「撮影禁止（お断り）」と明記されている場合もありますので、お店に売られている商品を撮影するときは必ずお店側に確認を取りましょう。また撮影の了承を得られたとしても他の方の迷惑にならないように注意しましょう。

また、展示されている商品を壊してしまった場合は、商品代金等を請求される場合もあります。購入予定であっても、撮影目的での商品を持ちたり身につけたりしないようにしましょう。

今月のおねがい

～ マナーについて話し合おう ～

未会計の店内商品で撮影することがマナー違反になるだけでなく、店内での撮影自体を禁止しているお店もあります。思わぬトラブルに発展する恐れもありますので、この機会に、学校やご家庭、お友達同士でマナーについて話し合ってみてください。

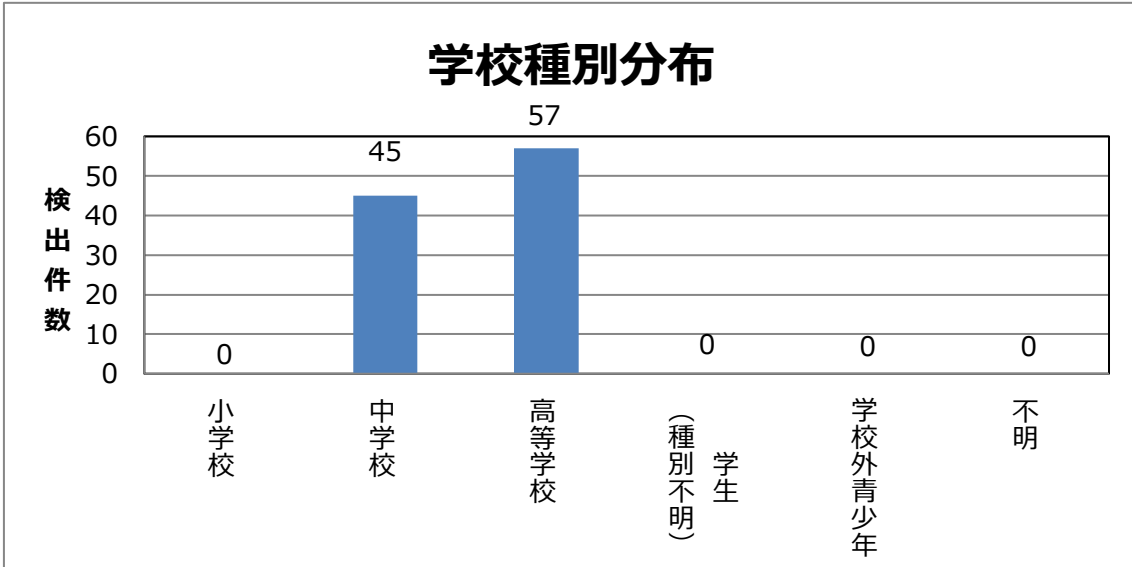


検出件数

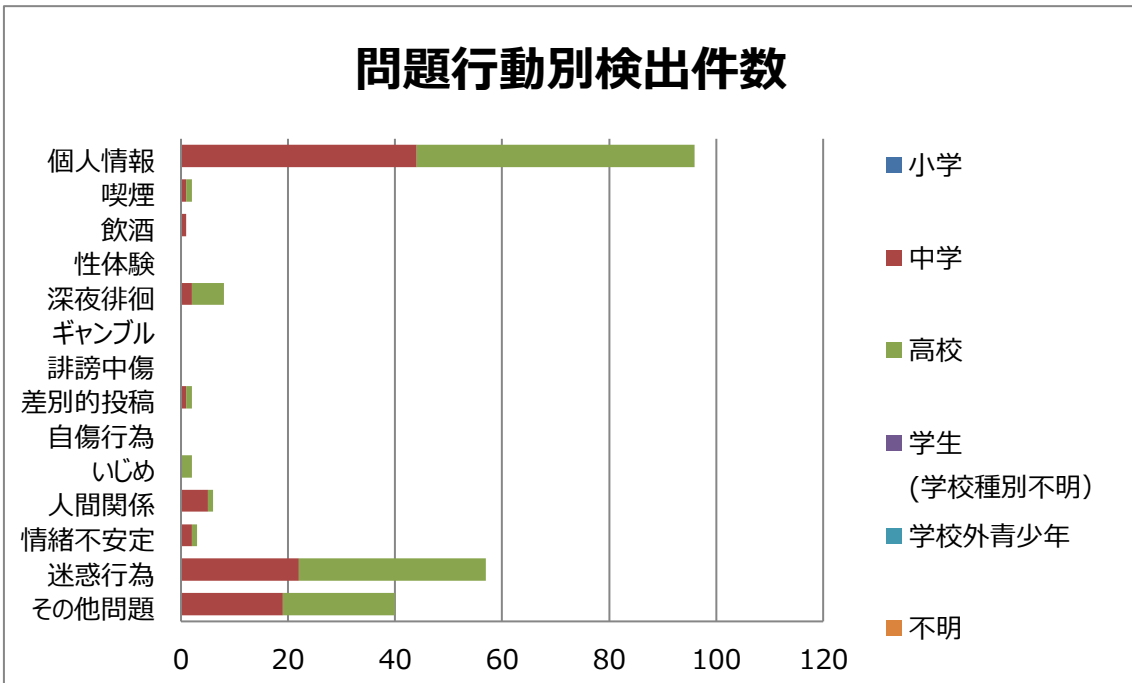
11月の検出件数は102件でした。



学校種別検出件数

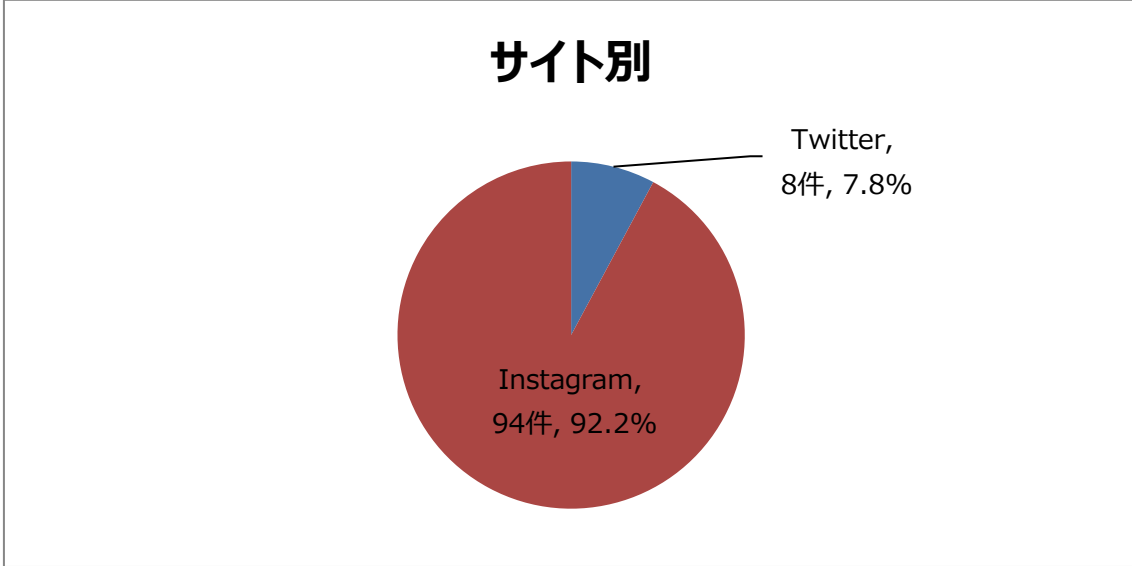


問題行動別検出件数





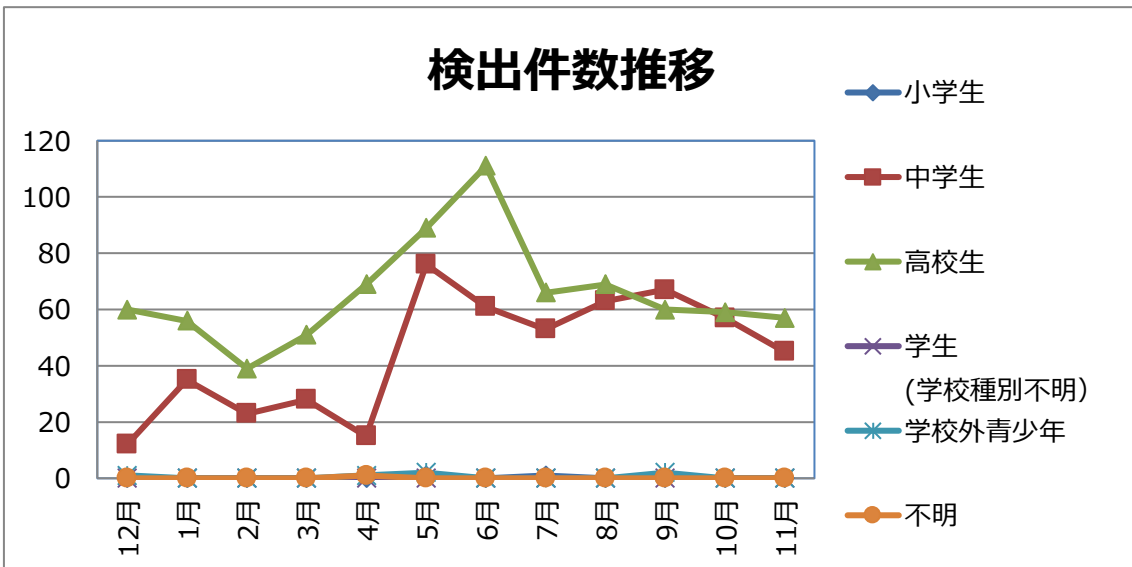
サイト別



※四捨五入のため合計が100%にならないことがあります。



検出数推移



以上